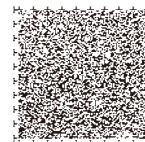


5 保険と貸付制度について



◆ 心身障害者扶養共済制度

障がいのある方の保護者が一定期間掛金を支払うことにより、保護者が死亡した時などに、障がいのある方の生活の安定を図るため、一定額の年金を支給する相互扶助制度です。

＜心身障がい者の範囲＞

- ① 知的障がい者
- ② 身体障がい者……障害等級が1級～3級までに該当する方
- ③ そ の 他……精神または身体に永続的な障がいを有する方で、①または②と同程度の障がいと認められる方。
(例えば、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病、精神疾患等による方)

＜加入資格＞

- ① 道内に住所があること（札幌市に住所のある方は除く。）
- ② 年齢が65歳未満であること（年齢は毎年度4月1日の年齢です。）
- ③ 特別な疾病または障がいがなく、生命保険に加入できる健康状態であること

＜掛金月額＞

- 掛金の額（月額）は、1口目加入時または2口目加入時の年齢により固定となります。
- ※ 該当となる障がい者1人につき、2口まで加入できます。
 - ※ 掛金の支払期間は、加入者が満65歳に到達しかつ20年以上加入した場合に満了となります。

＜年金の支給＞

加入者が死亡し、または重度障がいとなったときは、請求に基づきその月から障がいのある方に1口の場合は月2万円、2口の場合は月4万円の年金が生涯にわたり支給されます。

＜掛金の減免と助成＞

- ① 北海道では、掛金を納付することが困難な方の掛金を減免しています。ただし、この減免措置は、1口目の掛金に限ります。
対象者…生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、市町村民税所得割非課税世帯
- ② 函館市では、市に居住する加入者に対し納付した1口目の掛金の一部を助成しています。
(北海道からの減免を受けた場合には、減免後の額に別に定めた額を助成します。)

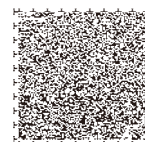
窓口

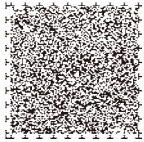
加入手続、掛金の減免および年金の支給について

渡島総合振興局保健環境部社会福祉課 (☎ 47 - 9531 FAX 47 - 9225)

加入されている方への掛金の一部助成について

函館市保健福祉部障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3254 FAX 27 - 2770)





◆ 介護保険制度

介護保険は、介護が必要な方を社会全体で支え合うことを目的としてつくられた制度です。

- ・保健・医療・福祉のサービスが総合的に利用できます。
- ・保険料を負担して給付を受けるという社会保険方式です。

＜制度の運営＞

市が保険者となって運営します。

介護保険に加入し保険料を納付する方は、40歳以上の方全員です。

＜介護サービスの利用＞

① 65歳以上の方

原因のいかんを問わずに、介護が必要と認められた場合に、サービスを利用できます。

② 40歳～64歳までの方

健康保険に加入し、老化に伴う病気（特定疾病）が原因で、介護が必要と認められた場合に、サービスを利用できます。

○特定疾病の種類

- ①がん※ ②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症(ALS) ④後縦靱帯骨化症 ⑤骨折を伴う骨粗しょう症
⑥初老期における認知症 ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭窄症 ⑩早老症（ウェルナー症候群等） ⑪多系統萎縮症
⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ⑬脳血管疾患 ⑭閉塞性動脈硬化症
⑮慢性閉塞性肺疾患 ⑯両側の膝関節または股関節の著しい変形を伴う変形性関節症

（※）医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る

＜障がいのある方と介護保険制度＞

① 在宅サービス

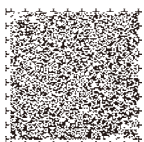
障がい者福祉施策と介護保険とで共通するサービスについては、個々の障がい者の特性を考慮し必要と認められるものは、引き続き障がい者福祉施策として提供されます。また、手話通訳者の派遣や社会参加促進のための事業など介護保険にないサービスについても同様に、障がい者福祉施策として提供されます。

② 施設サービス

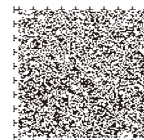
介護保険施設と障がい者福祉施設とでは、それぞれ目的、機能が異なっているため、利用者の状況に応じて利用ができます。

窓口

高齢福祉課 (☎ 21 - 3025 FAX 26 - 5936)



◆ 生活福祉資金貸付制度



資金の目的	貸付上限額の目安	返済期間 (据置期間経過後)
生業を営むために必要な経費	4,600,000 円	20 年以内
技能習得に必要な経費およびその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6 月程度 1,300,000 円 1 年程度 2,200,000 円 2 年程度 4,000,000 円 3 年以内 5,800,000 円	8 年以内
住宅の増改築、補修等および公営住宅の譲り受けに必要な経費	2,500,000 円	7 年以内
福祉用具等の購入に必要な経費	1,700,000 円	8 年以内
障害者用自動車の購入に必要な経費	2,500,000 円	8 年以内
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	5,136,000 円	10 年以内
負傷または疾病の療養に必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む。）およびその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	・療養期間が1 年を超えないときは 1,700,000 円 ・1 年を超え1 年6 か月以内のときは 2,300,000 円	5 年以内
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）およびその期間中の生計を維持するために必要な経費	・介護サービスを受ける期間が1 年を超えないときは 1,700,000 円 ・1 年を超え1 年6 か月以内のときは 2,300,000 円	5 年以内
災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	1,500,000 円	7 年以内
冠婚葬祭に必要な経費	500,000 円	3 年以内
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	500,000 円	3 年以内
就職、技能習得等の支度に必要な経費	500,000 円	3 年以内
その他日常生活上一時的に必要な経費	500,000 円	3 年以内

- ・据置期間は6か月以内となっています。
- ・貸付利率 連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てない場合は年 1.5%
- ・民生委員の相談支援が前提です。
- ・他の公的な貸付制度を利用可能な場合は、他制度優先となります。
- ・発注、購入および支払済の経費は貸付対象外です。
- ・貸付により世帯の経済的自立が図られると見込まれることが必要です。
- ・貸付金の返済が見込めない場合は、貸付を行うことができません。
- ・それぞれの資金に貸付要件がありますので、詳細は下記窓口までお問い合わせください。

窓口

函館市社会福祉協議会 (☎ 23 - 2226 FAX 23 - 2224)

